

## 第128回宍粟市議会定例会 提出議案等一覧（令和8年6月15日提出分）

議案番号	件名
第 86 号議案	宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第 87 号議案	財産の取得について
第 88 号議案	財産の取得について

第86号議案

宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第一号

宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宍粟市消防団員等公務災害補償条例（平成17年宍粟市条例第178号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前	改正後
(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急処置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>315,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額を支給する。	(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急処置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>330,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額を支給する。
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示す。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宍粟市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた宍粟市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の宍粟市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

第87号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、宍粟市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宍粟市条例第56号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

宍粟市長 福元晶三

1 取得する財産

物品

財産の名称	数量	備考
ノート型パソコン	170台	付属品を含む。

2 取得金額

27,993,900円

3 取得の相手方

宍粟市山崎町中広瀬117番地12

イトーオフィスサービス株式会社 代表取締役 伊藤和久



第88号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、宍粟市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宍粟市条例第56号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

宍粟市長 福元晶三

1 取得する財産

物品

財産の名称	数量	備考
消防ポンプ自動車	1台	改造費を含む。

2 取得金額

31,900,000円

3 取得の相手方

兵庫県たつの市新宮町井野原276番地の1

有限会社岡本ポンプ 代表取締役 岡本 正

